

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病医院会計制度概論

第 8 章 損益計算書の様式

8-2 損益計算書の区分

8-2-5 純損益計算区分 (承前)

これら固定資産は、長期的に使用することを目的として保有する資産であるが、長期にわたり使用することで老朽化、あるいは最新の医療器具への買替え等によって、固定資産の売却や除却がおこなわれる。これらの取引は、決して毎期、経常的におこなわれる取引ではないが、病院の純資産の増減に大きな影響を及ぼす取引といえよう。また、地震等の災害による損失なども、遭遇する頻度はきわめて少ないかもしれないが、病院の純資産の増減に大きな影響を及ぼす。

上記のような臨時に生じる取引に関する収益および費用が、臨時損益項目に分類され、経常利益に臨時収益と臨時費用を加減して計算された利益を税引前当期純利益という。この税引前当期純利益は、病院が納税する法人税、住民税および事業税負担額の算定の基礎となるものである。最終的に、税引前当期純利益から各税金の額を減額したものが、病院のすべての運営活動の結果として計算される当期純利益である。

【病院会計準則】

第 4 章 損益計算書原則

第 39 税引前当期純利益

税引前当期純利益は、経常利益に臨時収益を加え、これから臨時費用を控除して表示する。

第 40 当期純利益

当期純利益は、税引前当期純利益から当期の負担に属する法人税額等を控除して表示する。当期の負担に属する法人税額等は、税効果を加味して当期純利益が負担すべき額を計上するものとする。

< 続く >

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

医療費適正化計画 見直し

日本の国民医療費は、約 43 兆円です。新型コロナウイルスの蔓延もあり、今年度の国民医療費は、膨大な医療費になる見込みです。

日本は国民皆保険制度ですが、この制度は（税金を払う）国民が病人の医療費を支える制度で、以前はお神輿のような状況で、大勢でお神輿（病人）を支えていましたが、2025 年にはお神輿型から肩車型（一人が一人を支える）のような状況になるとされています。このような状況でも、国民皆保険制度などの制度を継続させていかななくてはならないので、厚生労働省は、「医療費適正化計画」をスタートさせています。平成 20 年度から開始し、平成 30 年度から令和 5 年度までの第 3 期計画が現在実行中です。（第一期、第二期は終了）

◆医療費適正化計画趣旨

制度の持続可能な運営を確保するため、都道府県が、計画に定めた目標の達成に向けて、保険者・医療関係者等の協力を得ながら、住民の健康保持や医療の効率的な提供の推進に向けた取組

◆第 3 期計画

- ・平成 26 年の医療法改正で将来の医療需要に着目して医療機能の分化・連携を図る「地域医療構想」の枠組みを創設。
- ・これを受けて平成 27 年に高齢者医療確保法を改正。入院医療費について 地域医療構想の成果を医療費適正化計画に反映する枠組みへと見直し。

◆課題

- ・適正な医療を地域に広げるために適切な課題把握と取組指標の設定や、取組指標を踏まえた医療費の目標設定を行うようにすべきではないか。
- ・適正化計画と地域医療構想との関係の整理が必要ではないか。
- ・医療費見込みについては、都道府県単位で PDCA 管理を働かせる観点から、算定の考え方や実効性の確保の方法、保険料率等との関係を整理すべきではないか。
- ・適正化計画と保険者や保険者協議会との関係について整理が必要ではないか。等

(出典：医療費適正化計画の見直しについて (厚生労働省))

以上の課題 (指摘) を受けて、次期第 4 期計画へ反映させる予定です。この施策は国民に直接影響があるものもあるので、今後も注目が必要です。